

神奈川県エコファーマーマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第4項第1号に規定された活動に取り組み、化学肥料及び化学農薬の使用量を「神奈川県『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』における慣行レベル」から30%以上削減する目標とした環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）について、神奈川県エコファーマー認定要領に基づき知事から認定を受けた農業者又は農業者が組織する団体（以下「エコファーマー」という。）が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」（以下「マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、別紙1記載のマークの権利者である各県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

(使用の届出)

第2条 マークの使用を希望するエコファーマーは、届出書（様式第1号）を所管する地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

- 2 提出を受けた所長は内容を確認の上、環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に送付する。
- 3 第1項の届出は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で届出することができる。また、法人が届出する場合にあつては、法人の登記事項証明書及び決算報告書を添付するものとする。
- 4 マークの使用を届け出た者は、第1項の届出内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、所長を経由して知事に報告しなければならない。

(使用の態様)

第3条 前条によりマークの使用を届け出た者は、マークをシール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

- 2 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。
- 3 第1項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター及びチラシについては、実施計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
- 4 前項の場合、マーク近傍に下記の表記をしなければならない。
 - (1) 消費者が認識可能な字体の漢字で本県名を表記すること。
 - (2) 「環境にやさしい農業をはじめました」、「環境にやさしい農業を行なっています」又は「エコファーマー eco farmer」のいずれかを記載すること。
 - (3) 「認定番号」、「生産者名」又は「団体名」のいずれかを記載すること。
 - (4) 次に定めるエコファーマー及びエコファーマーマークに関する説明文の記載に努めること。

「エコファーマーとは、堆肥などの有機質資材の施用による土づくりと化学肥料や化学農薬の使用を減少させる生産方式に取り組み、化学肥料や化学農薬の使用量を県の慣行レベルから30%以上削減する実施計画を作成し、神奈川県知事の認定を受けた農業者です。認定された計画に基づき生産した農産物にエコファーマーマークを付しています。」

（ただし、スペースの関係で記載する場合は難しい場合には、説明文を掲載したホームページのURLや問合せ先の電話番号を記載してもよい。）

- 5 その他の使用に係る事項は、別途使用の細則を定める。

(マークの使用期間)

第4条 マークの使用期間は、実施計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

(マークの使用料)

第5条 マークの使用料は、無償とする。

(使用状況の報告)

第6条 第2条によりマークの使用を届け出た者は、毎年4月末までに、前年度のマークの使用状況について、使用状況報告書(様式第2号)により所長に報告する。

提出を受けた所長は、内容を確認の上、農水産部長に送付する。

(県の指導)

第7条 所長はマークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行うものとする。

2 所長は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行うことができる。

(使用の禁止)

第8条 知事は、マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、マークの使用を禁止することができる。

- (1) 本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合
- (2) 第6条に基づく報告書が提出されない場合
- (3) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

附 則

この規程は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月18日から施行する。

この規程の改正前に使用の届出をしたマークの使用者は、導入計画の認定を受けている期間は、改正後においても引き続き使用することができる。

(別紙1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

茨城県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県、
島根県、香川県、沖縄県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 2 9 乳製品，食肉，卵，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，なめ物，豆
- 3 0 茶，みそ，穀物の加工品，米，脱穀済のえん麦，脱穀済の大麦，食用粉類
- 3 1 野菜，糖料作物，果実，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽
- 3 5 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導，農業経営・その他の経営に関する情報の提供，農業関連商品の販売に関する情報の提供，農業経営の実態調査
- 4 1 農業の教授，農村文化の知識の教授，土壌改良技術の教授，農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催，農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 4 2 土壌・土質その他の地質の調査，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 4 4 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）